

第二管区海上保安本部公示第19号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年7月26日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

宮城県東部地方振興事務所

宮城県石巻市あゆみ野五丁目7番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 万石浦（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和5年 7月31日から

令和5年10月31日までの内6日間

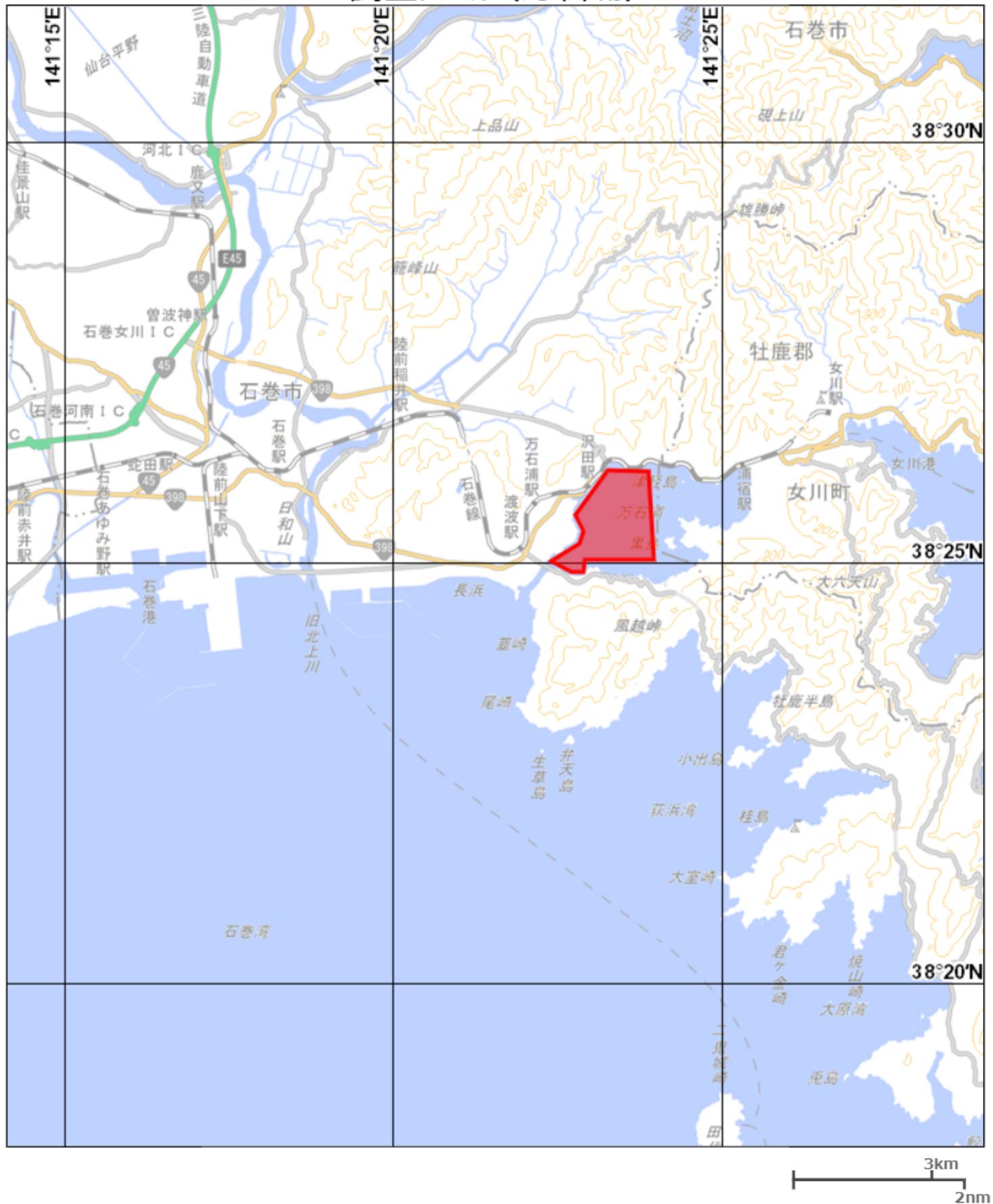
3 水路測量の実施方法

G P Sによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

調査区域 (万石浦)



経緯度線